

事例研究～中国ビジネス法務

(第46回) 契約期間の延長によって「終身雇用」を回避できるか?

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

やや落ち着いてきたとはいえ、まだまだ高い賃金上昇率を示す中国。いわゆる終身雇用（固定期間のない労働契約）については、日系企業、ローカル企業とも慎重に考える必要があるでしょう。

これに関連し、『中華人民共和国労働契約法』（以下「労働契約法」という）第14条は、企業と従業員が固定期間のある労働契約を連続して2回締結し、さらに労働契約を更新する場合（労働者が固定期間のある労働契約の締結を望んだ場合を除く）、固定期間のない労働契約を締結しなければならないと規定しています。

ではこのとき、企業は最初の労働契約の期間を延長することにより、「2回続けて」固定期間のある労働契約を締結してはいないとして、固定期間のない労働契約の締結を回避することが可能でしょうか？今回はこの問題を、具体的なケースで解説したいと思います。

◇実際の事例

日系企業A社は、北京にB社を設立し、立ち上げ時のスタッフとして、従業員M氏と1年間の労働契約を締結した上で雇用しました。数カ月後、M氏の働きぶりを評価したB社の総経理は、M氏をこの先も雇いたいと考えましたが、B社の経営状況はまだまだ不安定であったため、本社の意向により「雇用する場合でも、固定期間のない労働契約の締結は避ける」とのポリシーが打ち出されました。

このポリシーに従い、B社はM氏の入社10カ月の時点で、先の労働契約の期間を1年から3年に延長するとの補充契約を締結しました。

3年の労働契約満了時、M氏はB社に対して固定期間のない労働契約の締結を求めてきました。これに対し、B社は「弊社は貴殿と、1回しか労働契約を締結していない」と主張し、M氏の要求を拒みました。そして、3年の期間満了をもって、法定の3カ月分の賃金を経済補償金として支払った上で、M氏との労働契約を終了すると決定しました。

実は、B社がM氏との労働契約を期間満了をもって終了させたのは、経営状況を含め総合的な判断に基づくものでもありました。しかし、M氏はこれに納得がいかず、両者の争いは労働仲裁へと発展したのです。そして、最終的に仲裁委員会は、B社のやり方は違法と判断し、B社に対し、M氏へ6カ月分の経済補償金を支払うべきだとの仲裁判断を下しました。

◇労働契約の期間延長の法的効力は？

労働仲裁委員会がB社のやり方を認めなかったのは、主に『労働争議案件における法律適用の問題にかかる北京市高級人民法院、北京市労働争議仲裁委員会のシンポジウム会議紀要（二）』（以下「会議紀要」という。）第42条が、労働契約における期間の変更がもたらす法的効果を、以下のとおり明確に規定していたためです。

- ・変更後の労働契約終了期間が、元の労働契約における終了期間を超える場合、全体の契約履行期間が延長されたものとし、企業と従業員は連続して2回、労働契約を締結したものとみなす。
- ・変更後の労働契約終了期間が、元の労働契約より短い場合には、全体として契約履行期間を短縮させるものであるから、元の労働契約の終了期間のみ変更したものとみなす（労働契約の締結は1回）。

⇒B社とM氏は、労働契約の期間を延長したことにより、2年目、3年目は2回目の労働契約を締結していたこととなります。このため2回目の労働契約が満了した時点で、「連続して2回、労働契約を締結した」という状態となり、労働契約法第14条および会議議事録第34条の規定により、B社は固定期間のない労働契約を締結する義務があると判断されたのです。

なお、この種の問題について、北京以外の労働所管機関、裁判所が必ずしも同様の判断を行うとは限りません。しかし、司法が弱者である労働者を守る傾向にある現行法律下では、労働契約の期間を延長することにより、固定期間のない労働契約の締結を避けるとのやり方は、やはり認められない可能性が高いと思われます。

◇ご注意いただきたいポイント

ここまでご紹介した通り、労働契約の期間を延長するとのやり方には、リスクが伴います。人材の流動が激しい中国では、従業員の採用・解雇に際し、できる限り会社が人事権を握ることが重要です。ただし、そのやり方が違法と認定された場合、企業は思わぬ損失を招く場合もあります。

企業のコストを抑え、リスクを回避するためにも、事に当たる前に、その合法性を十分に検討・確認していただくことが、極めて重要と言えるのではないのでしょうか。

北京・天津

米分析装置メーカー買収へ＝北京企業

8日付の中国紙・中国証券報（A11面）によると、深セン証取の新興企業向け市場「創業板」に上場する北京博暉創新光電技術（北京市）は、米国の質量分析装置メーカーAdvion（アドビオン、ニューヨーク州）の全株を取得し、傘下に収める方針だ。所要額は2800万米ドルを見込む。

博暉創新は、臨床検査システムを中心に生産する。今回の買収を通じ、分析装置分野に参入し、アドビオンの先端製品の中国向け販売を強化する。

アドビオンは1993年設立で、製薬会社など向けの製品を中心に開発する。2014年度業績は売り上げ1300万ドルに対し、440万ドルの赤字を計上した。（時事）

北京・天津間の2本目の都市鉄道、年内に着工へ

6日付の中国紙・北京日報（1面）によると、北京市発展改革委員会の劉伯副主任はこのほど、北京市と河北省唐山市を結ぶ都市鉄道「京唐城际鐵路」の建設を年内に開始し、北京市と天津市間を走る2本目の鉄道となる「京浜城际鐵路」も年内着工を目指す意向を明らかにした。

鉄道専門家は、京浜城际について北京から河北省香河などを經由し天津市滨海まで走行し、京唐城际鐵路の一部分となる予定と述べた。

また劉副主任は北京、天津、河北省は都市間鉄道を骨格とした交通システムを構築する予定で、「1時間通勤圏」の実現を目指していると明らかにした。（北京時事）

世界ロボット大会、11月に開催＝北京

6日付の中国共産党機関紙・人民日報（1面）によると、2015年の世界ロボット大会が11月23日～25日、北京の国家会議センターで開催されることが決まった。中国科学技術協会と工業・情報化省が共同で主催する。

大会には国際的に著名な組織や企業関係者、学者など延べ4万人が参加する見込みという。（北京時事）

平均月間給与、11.6%増の6463元＝北京市

6日付の中国紙・北京日報（5面）によると、北京市人的資源・社会保障局と北京市統計局は5日、2014年の同市の全労働者の月平均給与は前年比11.6%増の6463元だったと明らかにした。平均年収は7万7560元だという。

業種別では非私営の金融業が最も高く、平均年収は22万5000元で平均年収の2.2倍だった。（北京時事）